

# 条例改正に伴う新旧対照表

平成29年

奈良市議会6月定例会

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>																					
<p>別表第2（第4条関係）</p>	<p>別表第2（第4条関係）</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>12 市長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略			12 市長	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>12 市長</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	略			12 市長	略	略	13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報																				
略																						
12 市長	略	略																				
機関	事務	特定個人情報																				
略																						
12 市長	略	略																				
13 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの																				

## 奈良市特定個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項 _____ に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。 _____ 第26条第1項において同じ。）を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第15条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等 _____</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第8条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第15条第1項第4号及び第26条第1項において同じ。）を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第15条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。</p>

現行	改正案
<p>_____によらないで検索し得る者に限る。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第5号において「記録範囲」という。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は_____情報提供者_____ (当該訂正に係る情報提供等記録_____に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第35条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有特定個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第18条第3号及び第19条第2項において同じ。)によらないで検索し得る者に限る。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第5号において「記録範囲」という。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第35条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有特定個人情報の利用の中止又は消去</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

## 奈良市個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第24条第1項、第47条第1項及び第60条において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 略</p>

現行	改正案
<p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等_____により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p><u>(5)～(7)</u> 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>	<p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>
<p>第13条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等_____によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第8号において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6)・(7)</u> 略</p>	<p>第13条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第8号において「記録範囲」という。）</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p> <p><u>(7)・(8)</u></p>
<p>2・3 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に</p>	<p>2・3 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に</p>

現行	改正案
<p>関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) _____</p> <p>_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(部分開示)</p>	<p>関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) <u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(部分開示)</p>
<p>第17条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等 _____ の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(事業者が取り扱う個人情報の保護)</p>	<p>第17条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等<u>及び個人識別符号</u>の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(事業者が取り扱う個人情報の保護)</p>
<p>第52条 実施機関は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 実施機関は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正</p>	<p>第52条 実施機関は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。</p>

現行	改正案
<p><u>するよう勧告することができる。</u></p> <p>4 <u>実施機関は、事業者が正当な理由なく第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は前項の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p>	



## 奈良市情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第32条—<u>第35条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等_____</p> <hr/> <p>_____により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>（運用状況の公表）</p> <p>第34条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第32条—<u>第36条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等<u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）</u>により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（3）～（6） 略</p> <p>（運用状況の公表）</p> <p>第34条 略</p>

現行	改正案
<p>(委任) 第35条 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則) 第36条 略</p>	<p><u>(適用除外)</u> 第35条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(委任) 第36条 略</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則) 第37条 略</p>

## 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(6) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(7) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(8) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(10) その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3) 職員の給与の状況</u></p> <p><u>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</u></p> <p><u>(5) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(6) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況</u></p> <p><u>(7) 職員のサービスの状況</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修_____の状況</u></p> <p><u>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(11) その他市長が必要と認める事項</u></p>

## 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(指定のために必要な基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、<u>同条第3項</u>の書類及び同条第4項の書類</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については<u>翌々事業年度</u>の末日までの間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、そ</p>	<p>(指定のために必要な基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類及び<u>同条第3項</u>の書類</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については<u>その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間</u>、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、そ</p>

現行	改正案
<p>の助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>3年</u>が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>の助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>5年</u>が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p>
<p>4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第3項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び用途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び用途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して<u>3年</u>が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。</p>	
<p>5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。 (役員報酬規程等の提出)</p>	<p>4 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類_____若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。 (役員報酬規程等の提出)</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 指定特定非営利活動法人は、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく）、前条第4項の書類を市長に提出しなければならない。 (役員報酬規程等の公開)</p>	<p>(役員報酬規程等の公開)</p>
<p>第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項_____の書類若しくは</p>	<p>第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項_____の書類</p>

現行	改正案
<p>は同条第4項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>（指定の取消しのために必要な基準等）</p>	<p>_____（過去5年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>（指定の取消しのために必要な基準等）</p>
<p>第18条 略</p>	<p>第18条 略</p>
<p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）、第2項又は第3項_____の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。</p> <p>(5)～(7) 略</p>
<p>3・4 略</p>	<p>3・4 略</p>

## 奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には____、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により____死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により____疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には____、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により____死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により____疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養</p>

現行	改正案
<p>を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号</p>	<p>を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人について</p>
<p>から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者</p>	<p>は333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号</p>
<p>がない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>
<p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p>	<p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p>
<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p>	<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>
<p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p>	<p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>
<p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p>	<p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p>
<p>(5) 重度心身障害者</p>	<p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>